

一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会
会員規程

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会（以下、「当法人」という。）定款第3章「会員」に関する入会及び退会に関し必要な事項を、定款第46条に基づいて定める。

(入 会)

第2条 当法人の会員になろうとするものは、特別会員を除き、所定の会員入会申込書を提出しなければならない。

2. 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に、正会員は、理事会における入会承認をもって当該資格を取得し、準会員及び賛助会員は理事長による入会承認をもって当該資格を取得する。入会日は、会員資格を取得した日とする。

(1) 当法人の目的に賛同し、定款の規定に該当するものであること。

(2) 当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

3. 入会の可否を決定したときは、所定の会員登録連絡書により、入会申込者に通知しなければならない。

4. 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(会員種別)

第3条 当法人の会員は、下記の通りとする。

(1) 正会員 既正会員の推薦を受け、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 準会員 当法人の事業を財政的なサポートも含め支援するために入会した個人又は団体

(3) 賛助会員 当法人の事業を応援するために入会した個人又は団体

(4) 特別会員 当法人の目的に賛同する者で、理事会の推薦による個人又は団体

2. 当法人は正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3. 準会員、賛助会員及び特別会員は社員総会における議決権を有しない。

(入会金及び会費)

第4条 入会者は、入会金及び会費を、入会日の属する事業年度から、事業年度ごとに当法

人に納入しなければならない。

2. 会員の種別及び区分ごとの入会金及び会費を別表1に定める。
3. 会費の納入期限は当該事業年度の末日とする。
4. 会費が連続して納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。
5. 退会する場合の入会金及び会費の返還は行わない。

(登録変更及び退会)

第5条 会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の会員登録変更届を提出しなければならない。また、当法人を退会するものは、所定の会員退会届を提出しなければならない。

(変更)

第6条 この規定の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

- 1 この規定は2017年5月25日から施行する

別表1 (第4条関係)

種別種類		入会金	会費
正会員	個人	3,000円	1口 3,000円
	団体	10,000円	1口 10,000円
準会員	個人	1,000円	1口 1,000円
	団体	5,000円	1口 5,000円
賛助会員	個人	1口 1,000円	0円
	行政区	1口 3,000円	0円
	団体	1口 5,000円	0円
特別会員	個人	0円	0円
	団体	0円	0円